

「こどもかけこみ110番」ステッカー

最近、全国各地で通学途中に児童・生徒が事件に巻き込まれたり、町内でも不審者情報が寄せられるなどの事例が発生しています。

大山町PTA連絡協議会及び青少年育成大山町民会議では、地域全体でこどもを見守る運動の一つとして「こどもかけこみ110番」ステッカーを作成しましたので、趣旨をご理解のうえ玄関先の見えやすい所に掲示していただきますようご協力をお願いします。



参加者募集♪

Pa1×2だいせんパーティー

スプリングパーティー ～春よ来い～

独身男女が交流しあうためのPa1×2だいせんパーティーを行います。たくさんのご参加をお待ちしています♪

- 日時 3月25日(土) 19:00～
- 場所 大山レークホテル
- 参加費 男女とも3,000円(町外男性5,000円)
- 募集人員 独身男女各20名(定員になり次第締切)
- 申込・問合せ先

大山町産業振興課内 大山町結婚対策協議会
事務局 門脇 TEL 0859-54-5205

E-mail Pal2@daisen.jp

下水道についてのお知らせ

①下水道の分担金が変わります

下水道事業に必要な受益者分担金についての新しい条例を平成18年4月1日から施行します。

内容は、旧中山町の分担金の例に統一するもので、旧大山町の公共ますを未設置の方が、新たに公共ますを設置する場合には、平成18年4月1日から接続申請時に新しい分担金をお支払いいただくことになります。

なお、経過措置は以下のとおりですので、
新しい分担金(大山処理区(大山寺地区)を除く)

一般家庭	30万円
事業所等	35万円 流入人口5人以上は 1人につき15,000円加算

早期接続をお願いします。

○経過措置

1. 旧大山町で公共ますを既に設置済の受益者…平成21年4月1日から接続申請時に新しい分担金を適用
2. 旧名和町の事業所等…平成21年4月1日から新しい分担金を適用

②下水道使用料の変更申請

一般家庭の下水道使用料は、住民登録人数を基に算定していますが、1年以上の長期不在者がいる場合は、証明書を添えて算定人数の変更ができます。

変更申請は随時受付けていますので、次の事由に該当し、算定人数の変更をご希望の方は、お問合せください。

なお、承認期限は毎年3月末までです。次年度も継続して人数変更をご希望の場合は、3月中に申請が必要です。

○該当事由と添付書類

1. 老人ホーム、介護施設、病院などの施設に1年以上入所…施設の証明書が必要
2. その他の事情により1年以上居住していない(学生・単身赴任は該当しません)…区長・民生委員等の証明書が必要

○申請場所・問合せ先

本庁水道課	0859-54-5204
大山支所ふるさと振興課	0859-53-3186
中山支所ふるさと振興課	0858-58-6116